



行政区の垣根を越えた関係部局との連携により、 違反対象物を未然に防ぐ取組み

宮崎市消防局予防課査察指導係

はじめに

宮崎市消防局では、平成28年7月1日から違反対象物の公表制度を開始しており、従来の特定防火対象物への違反是正に加え、自動火災報知設備、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の未設置違反に対する是正を強化しているところである。

これまで管内における17棟の特定防火対象物を公表してきたが、すべて行政指導の段階では正されていることから、公表制度開始以降、本

局における違反是正に向けての対応は、比較的スムーズに進んでいると言える。

ところで、この公表制度開始の頃、宮崎市において、都市計画法に定める市街化調整区域内で老人ホームの無許可開設が新聞報道で取り上げられたこと（右記の「平成28年9月の新聞報道概要」を参照）や、複合用途防火対象物の一角に、障がい児通所施設（放課後等デイサービス）が消防未把握のまま事業開始して消防法令違反（自動火災報知設備の未設置違反等）と

なったことが立て続けに発生し、福祉、建築、消防などの同じ市関係部局間の情報共有不足が浮き彫りとなった。

このことを受け、宮崎市では福祉部局が中心となり、福祉事業所開設前の事前確認のシステムを構築する取組みを行った。今回は、この取組みについて事例を交えて紹介するとともに、その後に発足した関係部局間の連絡会議の設置等について、今後の展望もあわせて取り上げていきたい。

なお、本稿最後において「地方市町村消防からの提言」としているが、これは宮崎市消防局としての提言ではなく、あくまでも一地方市町村での連携の取組みに触れた、違反処理担当者からの意見であることをあらかじめ断っておきたい。

～平成28年9月の新聞報道概要～

宮崎市の市街化調整区域に住宅型有料老人ホーム6施設が無許可で開設し、都市計画法に違反している。

市街化調整区域では開発や建築、建物の使用が規制されており、市の運用基準では「住宅型」の新設を原則認めていない。

基準に沿うためには「介護付き」などの用途変更が必要だがハードルは高く、一部施設は都市計画法に基づき立ち退きを求められている。

施設側は「開設する際に市から何ら説明がなかった」と困惑している。

事例紹介

ここでは、前記の福祉事業所開設前の事前確認のシステム構築の契機となった、消防が未把握のまま複合用途防火対象物の一角に障がい児通所施設が入った事例について、その後の違反処理も含め、簡潔に紹介したいと思う。

○防火対象物(Aビル)の概要

構造：耐火造 地上5階建て

建築面積：78.00㎡

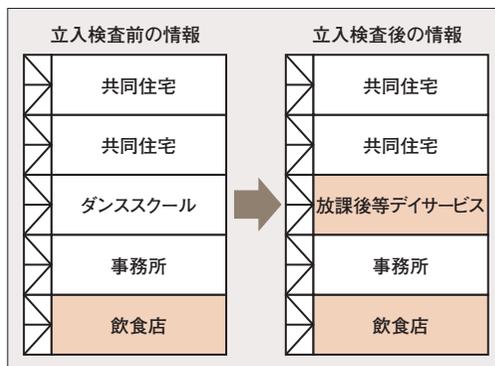


図1 Aビル建物状況

延べ面積：377.45㎡

用途：特定複合用途 (16)項イ

立入検査前：

- 1階 飲食店
- 2階 事務所
- 3階 ダンススクール
- 4階、5階 共同住宅

※自動火災報知設備を令第32条特例により免除(平成14年12月17日付け消防予第595号)

○違反覚知の概要

当該防火対象物Aビルの3階占有者から消防に「建物3階に設置されている避難器具(緩降機)について、安全に使用できるか所有者に聞いても対応してくれないので、消防に確認してもらいたい」旨の相談を受け、現地確認に行ったところ、3階部分で放課後等デイサービスを行っていることが発覚した。

当該施設については、平成27年11月1日付けで宮崎市から事業の指定を受けていた。

○立入検査から違反是正確認までの時系列

- 平成28年6月9日、10日 立入検査①
- 平成28年6月21日 立入検査結果通知書交付
- 平成28年7月1日 公表制度開始
- 平成28年7月1日 公表制度開始に伴う立入検査
- 平成28年7月6日 通知書、公表通知書交付

❌ 違反是正

平成28年7月21日 改修(計画)報告書提出
平成28年7月21日 宮崎市ホームページにて公表
平成28年9月5日 警告に伴う違反調査
平成28年9月28日 警告書交付(②)
平成28年11月28日 着工届提出
平成28年12月26日 設置届提出
平成28年12月27日、28日 完成検査実施(③)

①平成28年6月9日、10日の立入検査

3階部分を特定用途で使用していたため、特定一階段等防火対象物となる(令第32条特例不適合)。

- 立入検査での消防法令違反状況
消火器：一部未設置
自動火災報知設備：未設置
避難器具(3階部分)：型式失効、設置位置不適
誘導灯：一部不点灯
防火対象物定期点検：未実施
自衛消防訓練：未実施
消防用設備等の点検報告：未実施

②平成28年9月28日の警告内容

平成28年12月26日までに、下記の3点を実施することを指示

- 防火対象物定期点検を実施し、その結果を宮崎市消防局長に報告すること。
- 建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 3階部分に避難器具を設置すること。

③違反是正確認

平成28年12月27日の完成検査時において、自動火災報知設備について設置が確認されたため、宮崎市ホームページに公表されている情報を削除した。

また、完成検査時に1階飲食店の休止状態であることが確認できたため、収容人員が30人未満となり、防火対象物の点検義務が解消された。

○問題の提起

3階部分に入っていた放課後等デイサービスは、前述のとおり、消防が把握する約半年前の

平成27年11月1日に宮崎市から事業の指定を受けていた。同じ市の福祉部局が情報を把握しながら、消防が何の情報も得ることができなかったことが問題として挙げられる。

福祉事業所開設前の事前確認システムの構築に向けて

《株式会社 宮崎市役所》

これは、現宮崎市長が常々口にする言葉である。耳慣れない言葉に聞こえるかもしれないが、株主である宮崎市民のために、社員である市職員が責任を持って業務を行い、市政に反映させるという意気込みの表れである。株主である市民にとって必要なシステムがあれば、市職員が連携して取組み、構築していく必要がある。

福祉事業所開設時の市関係部局間の情報共有不足が、新聞等の報道で浮き彫りとなった平成28年9月以降、再発防止のため、宮崎市の福祉、建築、保健、消防の関係部局が集まり、福祉部を中心に福祉事業所開設前の関係各課の事前確認システム構築の検討を行った。

この検討時に、福祉事業所開設の際の事前確認状況について、他都市に聞き取りを行った。

他都市の中には「関係法令確認書」を作成し、開設申請事業者が各種法令適合の確認を自ら行うところもあったが、事業者のみの確認だけでは信頼性が確保できないことから、担当課がお互いに確認し合えるものを作る必要があった。

福祉関連事業所指定申請等事前確認票の運用

検討の結果、平成29年1月から、宮崎市において、福祉関連事業所の開設の際に各種法令違反の発生を未然に防ぐため「福祉関連事業所指定申請等事前確認票」(以下、「事前確認票」という。)の運用を開始した。

○事前確認票の効果と課題等

この事前確認票は、福祉事業所を開設予定の関係者が、開設前の相談のため、事前確認票を持って建築、消防、保健等の関係各課を回り、各課が所管する法令に適合しているかどうかを事前に確認するもので、各課において確認後、

福祉関連事業所指定申請等事前確認票

申請者	法人名	申請番号 〔連絡先〕
	法人所在地	
	サービスの種別	
	事業予定地	
	建物の新設・既設の別	新設・既設
	建物の所有形態	自己所有・賃貸
添付書類: 付図表取組(ゼンリン地図等)		
	福祉部担当課	担当番号(内線) ()
	福祉部担当課	担当番号(内線) ()
<input type="checkbox"/> 都市計画区域の確認 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 <input type="checkbox"/> 都市計画区域内 ↳ 市街化区域 又は 市街化調整区域		
<input type="checkbox"/> 開発指導課 確認者() 内線() 都市計画法に基づく確定 許可済・届出済・指導中 【受付印】 届出済みの申請		
<input type="checkbox"/> 文化財課 確認者() 内線() 添付書類 種類 埋蔵文化財事前審査調査(重要結果の記入があるもの)の写し <small>※ 様式は宮崎市ホームページからダウンロードできます。</small>		
<input type="checkbox"/> 建築指導課 確認者() 内線() 建築基準法に基づく用途制限 適・不適 【受付印】 建築確認 不要・要(申請済・未申請) 不適事項		
<small>※ 施設の種類や開取りが確認できる図面や契約書等をお持ちください。</small>		
<input type="checkbox"/> 消防局(北消防署・南消防署) 確認者() 外線() 【受付印】 消防法及び宮崎市火災予防条例に基づく規定 使用開始届 要・不要 届出時必要図書 □位置図 □平面図 □断面図 □消防用設備等の配置図 備考		
<input type="checkbox"/> 保健衛生課 確認者() 内線() 提供食数(最大) 1回食 1日食 【受付印】 集団給食の登録 要(登録済・申請済・未申請)・不要 営業調理実施 運営・委託(委託先) 食品営業許可 要(許可済・申請済・未申請)・不要 図面の確認 適・不適 (平成 年 月 日確認) <small>※ 施設の種類や開取りが確認できる図面や契約書等をお持ちください。 ※ 集団給食の登録、または営業許可が未申請の場合、申請の際に本書の写しが必要。</small>		

事前確認票

確認印を押すことで、事前相談の記録が相互に残るようになっている。事前確認票の運用により、以下の効果が望まれる。

- 1 事業開始予定者、関係部局双方に協議の記録が残る。
- 2 事前確認票での確認段階で問題が発生した場合は、担当課同士が連絡を取り合い対応できる。
- 3 事業開始予定者が関係各課において協議することで、事業所利用者を守る責任の重みを感じてもらう。

事前確認票の運用開始以降2年が経過し、事前確認票は、主に障がい者福祉施設の指定及び高齢者福祉施設の届出前の事前相談時に使われているが、ここで、事前確認の実施実績・効果・課題等について、高齢者福祉関係の担当課の声

福祉施設等を運営(管理)される方々へ

福祉施設等を運営する場合、福祉関連法令等のほか、次の関係法令も適用される場合がありますので、事前にお問い合わせください。

《建築基準法》

建物の用途を変更する場合(例:専用住宅一宅老所、診療所→デイサービスetc)、用途変更の手続き(建築確認申請)が必要な場合があります。
また、建物の規模・構造によっては改修工事を伴う場合がありますので、建築士に相談するが下記までお問い合わせください。

宮崎市役所建築指導課(第2庁舎8階)
電話 21-1815、FAX 21-1813

《都市計画法》

市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、土地の用途が規制されており、法や条例の規定に適合する場合についてのみ許可を受けて利用できます。
また、法で許可不要とされている場合も、許可不要の判断のため届出は必要ですので、必ず下記までお問い合わせください。

宮崎市役所開発指導課(第2庁舎8階)
電話 21-1818、FAX 20-8323

《消防法》

建物の用途を福祉施設に変更する場合(例:専用住宅⇒老所、診療所⇒グループホームetc)、消防法により、収容人員が10名以上になると防火管理者の委任が必要となる場合があります。また、消防用設備等【消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・火災通報装置】の設置が必要な場合がありますので、必ず下記までお問い合わせください。

大淀川以北 北消防署 予防査察係 電話 32-4667
大淀川以南 南消防署 予防査察係 電話 53-0033
※新築の際の問い合わせ先 消防局 予防課 電話 32-4904

《食品衛生法等》

施設の利用者へ食事を供与する場合、保健所へ集団給食の届け出が必要な場合があります。その際、厨房の施設基準がありますので事前にご確認ください。また、給食業務を業者へ委託する場合、委託業者は飲食店営業の許可が必要な場合もありますので、ご注意ください。

《旅館業法》

宿泊料を受けて人を宿泊させる場合、旅館業営業の許可が必要な場合があります(介護保険法における介護保険施設等を除く)。
この場合、建物の構造及び設備に関して基準が定められており、申請から許可まで時間がかかりますので、早めにご相談ください。

宮崎市保健所 保健衛生課(4階)電話 29-5283、FAX61-1210

を紹介する。

《高齢者福祉担当者の声》

～宮崎市介護保険課 事業所指導室～

宮崎市介護保険課では、利用者の安全・安心な居住環境を確保するため、平成29年1月から関係課と連携を図り、介護保険施設等の指定や有料老人ホームの届出の際に、消防法や建築基準法等の適合について、年間約100件の確認を行っています。関係法令の遵守は、利用者の安全・安心な居住環境確保はもとより、利用者処遇の向上にもつながると考えています。

しかしながら、事前確認票の存在及び必要性について認識がない事業者もいることから、事前確認の周知及び関係法令遵守の徹底が今後の課題であると考えています。

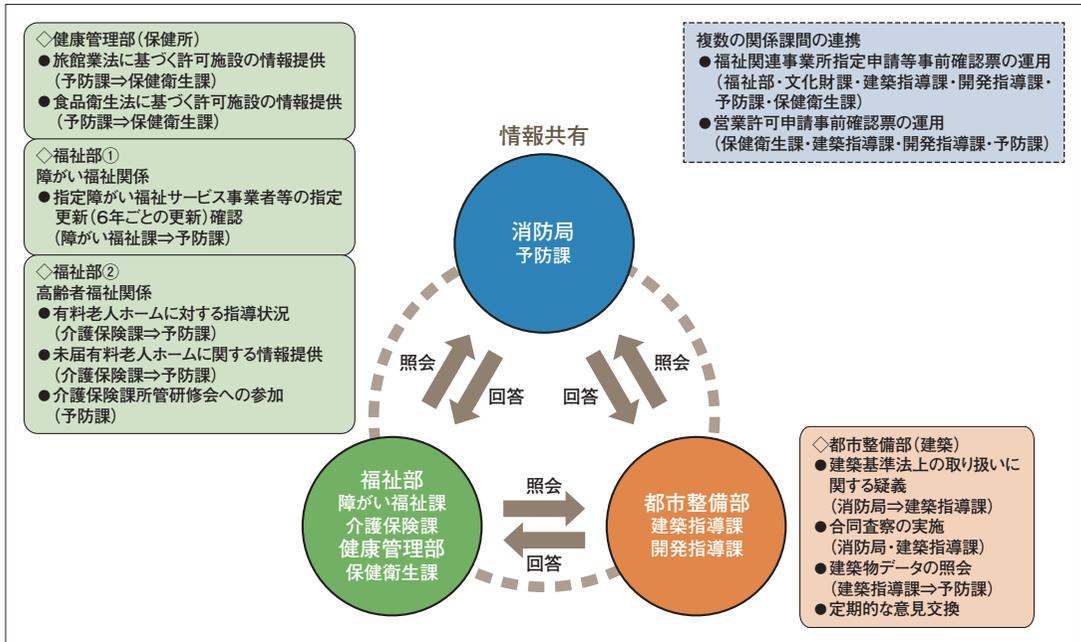


図2 関係各課間の主な連携の取組み(宮崎市)

連絡会議の設置

宮崎市では、平成29年1月の事前確認票の運用開始に続き、同年4月から、関係部局の業務連携の確認のため「宮崎市福祉・保健関連施設防火安全対策連絡会議」(以下、「連絡会議」という。)を設置した。

会議の設置に当たっては、平成27年3月に国において国土交通省、厚生労働省及び総務省消防庁の3省庁で策定された関係部局の業務連携に係るガイドラインのほか、既に連絡会議が設置されていた、他都市の設置要綱等を参考とさせていただいた。

関係各課間の主な連携の取組みについては、図2のとおりである。なお、連携イメージ図は、熊本市の図を引用して作成させていただいた(本誌2016年11月号を参照)。

関係各課間の取組みは、大きく下記の3つに分類される。

- 1 新たな法令不適合施設の発生防止
(事業所開設前の事前確認)
- 2 各施設情報把握のための情報共有
(既存事業所の各法令適合状況の確認)

3 合同立入検査等の実施

(違反是正指導や防火安全対策指導時の協力)

連絡会議設置当初の課題

現在、全国各地において関係部局間の業務連携の確認のため、同様の連絡会議を設置していることと思う。連絡会議の規模は多種多様で、政令市、中核市等の単位で連絡会議を設置しているところもあれば、県の部局主導で県単位の連絡会議を設置しているところもある。

宮崎市は中核市であり、連絡会議設置当初、会議の委員は、全て宮崎市の関係部局で構成されていた。しかしながら、消防局として対応すべき1つの懸案事項があった。

宮崎市消防局は、宮崎市と2町(国富町及び綾町)を管轄しているが、2町の福祉、建築、保健行政は主に県が行っており、宮崎市の関係部局と同様の連携手法を取っていなかったことから、連絡会議設置当初において、異なる行政区である2町を会議の枠組みに入れることは時期尚早と考えた。2町の消防は、宮崎市が事務委託を受けており、予防事務も宮崎市と同様

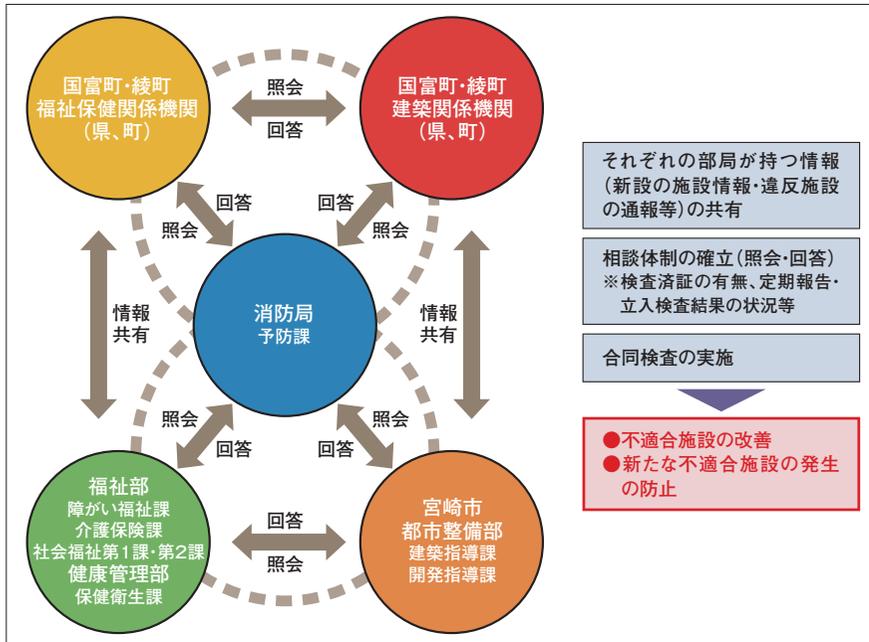


図3 関係各課間の主な連携の取組み(枠組み拡大後)

に対応している。異なる行政区の関係機関との連携確認も例外なくやらなければいけないのだが…。

連絡会議の枠組みの拡大

2町の関係機関には、平成29年4月に開催された、第1回宮崎市福祉・保健関連施設防火安全対策連絡会議に、会議のオブザーバーとして参加していただき、会議の枠組みへの参加の理解を得られるよう努めた。

また、平成29年5月の北九州市共同住宅火災、さらには、平成30年1月の札幌市寄宿舎火災で多数の死傷者が発生したことで、社会福祉関係部局との連携が急務となり、宮崎市の社会福祉所管課との連携を確認するとともに、2町の社会福祉所管機関との連携確認を行った。

その後、平成29年度中に、2町の関係機関と調整を行い、平成30年5月より、宮崎市の関係部局と2町の関係機関からなる「宮崎市及び東諸県郡福祉・保健関連施設防火安全対策連絡会議」を改めて設置した。

連携のイメージは図3のとおりとなった。

連絡会議の今後の展望

連絡会議に宮崎県の関係機関が参加したことにより、県において宮崎市消防局の連携の取組みをモデルケースとし、県内で連携が進んでいない他の市町村に、福祉関係を主とする連携を促進させようという意向が出てきている。宮崎市においては、平成29年と平成30年に、宮崎市のケースワーカーに対する防火研修会を行っているが、平成30年の防火研修会には、宮崎県社会福祉関係主管課の職員が参加しており、県の今後の取組みが期待される。

また、本局においても、県内の予防担当者会議等の場において、各消防本部に、連絡会議の内容や関係機関との連携の取組みを紹介し、関係機関との連携の促進に努めているところである。

その他の連携の取組み

宮崎市消防局では、前記の連絡会議の枠組み以外においても、社会的影響が大きい事案で連携して対処する必要があると認められるもの、また、予防業務上において特に連携の必要があ

❌ 違反是正

ると認められるものに対し、予防課を窓口として連携の枠組みを形成している。その連携事例の一部を紹介する。

〔連絡会議以外の連携の取組み事例〕

- 危機管理関係課

水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画について(消防計画追記の場合の確認)

- 自治会関係課

空き家を利活用した自治公民館開設の際の消防相談チラシの配布

- 住宅関係課

住宅確保用配慮者制度における共同住宅登録の際の消防法令違反状況照会

- 廃棄物関係課

廃棄物処理施設の設置に係る関係法令事前確認、野外焼却の対応に関する申し合わせ

- 公立学校施設関係課

公立小中学校の消防用設備点検における不備事項の是正状況確認

- 警察機関

風俗営業店舗に関する情報提供、廃棄物処理法違反に関する対応

異なる行政区であるが故に、受けられない行政サービスがあるのは、致し方ないことかもしれない。しかしながら、消防は人の生命、身体、財産を守ることを目的としている。消防目的の達成の手段として関係機関との連携があるならば、異なる行政区との間で連携の手法に差があるべきではないと考える。

筆者が、予防課に配属となって間もなく、関係部局との連携に接することとなったが、異なる行政区との関わりを考えた時に、上記のことが思い出され、何とか異なる行政区に対しても連携の中で共通認識を持ってもらいたいと思い、連絡会議の枠組みを広げる取組みに関わった。また、同時に、今後進展するかもしれない広域化を考えた時、広域化を行うであろう行政区間において、予防行政サービスの差がある場合の危惧感を覚えずにはいられなかった。その後、アドバイザー会議や違反是正の推進に係る実務研修に関わり、全国の予防行政を肌で感じてきたが、その思いは未だに消えず残っている。

今後の全国の消防組織の動向を考えた時、今できることがあるのではないか。その1つに、行政区の垣根を越えた関係部局との連携の取組みを推進していくことがあるのではないかと思う。

地方市町村消防からの提言

現在、全国の常備消防組織は、市町村単独で消防本部を形成したり、近隣市町村に事務委託したり、近隣の自治体と一部事務組合や広域連合を形成したりするなど多種多様である。

一方で、日本社会は、急激な高齢化の進展や、人口減少という問題に直面すると同時に、財政がひっ迫している自治体も数多くあり、国の指導において消防の広域化が進められている現状がある。

筆者は、予防課に勤務する前は、指令業務に従事しており、指令業務の共同運用について、他市の広域指令センターを視察する機会があった。その視察の中で印象に残ったことの1つに「A市で受けることができるサービスが、B市では受けることができない」という現実があった。

おわりに

消防は、戦後の自治体消防発足から現在において、一日たりとも休むことなく、国民の生命、身体、財産を守って来ている。

その中で、微力ながら予防業務の一端を担う筆者がこの原稿を執筆するにあたり、当局の予防業務の先人達の努力、宮崎県内や九州管内をはじめとする全国の消防本部の予防業務の従事者のご助言、連携の取組みを行っている宮崎市役所の関係部局や宮崎県、国富町及び綾町の関係機関のご支援があったことに対し、この場で深く感謝の意を表したいと思う。

(文責：宮崎市消防局予防課査察指導係 長友達一)